

接骨院・整骨院などで 柔道整復師の施術を受ける人へ

◆保険が使えるのはどんなとき？

⇒整骨院や接骨院で骨折・脱臼・打撲・捻挫（いわゆる肉離れを含む。）の施術を受けた場合、保険の

対象になります。

※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆医師や柔道整復師の診断または判断などによって健康保険などの対象にならないもの

《例》

○単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労

○脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術

○保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷などで治療中のもの

○労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

◆治療を受けるときの注意

○単なる肩こり、腰痛などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

○療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院などの窓口では病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみを支払うことにより、施術を受けることができます。

○柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、

施術を受けるときには、必要書類に患者のサインが必要になります。

○施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

○平成 22 年 9 月の施術分より、領収証が発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管しましょう。

※治療内容・施術日・施術内容などについてお尋ねする場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収証などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

■ 問い合わせ 三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884 FAX 059-221-6881
保険年金課 ☎ 22-9660 FAX 26-0151

病児・病後児保育室 「くまさんルーム」のご案内

病気の回復期にあり、保育所（園）・幼稚園・小学校（3年生まで）などでの集団生活が困難で、保護者の勤務などにより家庭で保育できないとき、子どもを一時的にお預かりすることを「病児・病後児保育」といいます。市では、上野総合市民病院の敷地内に、市内在住・在勤の人の子どもを対象として、病児・病後児保育室「くまさんルーム」を設置していますのでご利用ください。

◆利用できる病気の範囲

- 感冒・感染性胃腸炎など日常にかかる病気の回復期
- はしか・風疹・水疱・おたふく風邪などの感染症の回復期（はしかの急性期、流行性結膜炎など感染力が強い病気の場合は、お断りすることがあります。）
- 気管支喘息などの慢性疾患の回復期
- 外傷・やけどなどの外科的疾患
- 医師が利用可能と判断した病気

◆利用方法

事前に電話または FAX で予約のうえ、来所時に次の必要書類を提出してください。

- ①医師連絡票（前日または当日に、かかりつけ医の診察を受け、記入してもらうこと）
- ②伊賀市病児・病後児保育室利用登録書兼利用申請書
- ③家庭での様子

※①～③の必要書類は、市内の小児科・こども家庭課にあ

るほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆開室日時

月～金曜日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

◆利用料金

- 市民税非課税世帯：無料
- 市民税課税世帯：500 円 / 日
- 所得税課税世帯：1,000 円 / 日

◆予約・問い合わせ

病児・病後児保育室「くまさんルーム」
（上野総合市民病院 敷地内）
☎ 22-0192 FAX 22-1124



【問い合わせ】

こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646
こども包括支援センター ☎ 22-9665 FAX 22-9666

住民基本台帳カードを作りませんか

■住民基本台帳カード(住基カード)とは

高度のセキュリティ機能を備えたICカードで、カード内部に住民票コードや暗証番号が記録されています。顔写真なしと顔写真ありの2種類があります。

▶住基カードを作るには▶

【受付窓口】 住民課・各支所住民福祉課

【申請時に必要なもの】

- ① 住民基本台帳カード交付申請書
(住民課・各支所住民福祉課にあります。)
 - ② 本人確認書類…顔写真付公的身分証明書(運転免許証・パスポートなど)と健康保険証・年金手帳・年金証書などの書類
 - ※住民課で即日交付ができます。
 - ※顔写真付公的身分証明書がない場合は、郵送による本人照会を行います。
 - ③ 印鑑
 - ④ 写真付タイプの場合は、顔写真1枚
(ご希望の人には、無料で住民課・各支所住民福祉課の窓口で写真を撮影します。)
 - ⑤ 手数料 500円
- ※詳しくはお問い合わせください。

■どんなメリットがあるの?▶

○写真付タイプの場合は、公的身分証明書として使用できます。

○平日の時間外や休日でも自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書が取れます。

※住民基本台帳カードの多目的利用申請

が必要です。

○7月9日から、市外へ転出した場合でも、住基カードの継続利用の手続きをすることで引き続き利用できるようになります。

○自宅のパソコンでインターネットによる確定申告ができます。

※別途電子証明書の発行手数料500円がかかります。

※電子証明書は住所や氏名が変わることにより失効します。

■自動交付機を利用するには

住基カードに多目的利用機能の登録が必要ですので、住民課で申請してください。申請時には申請者本人が住基カード・本人確認書類(顔写真付の公的身分証明書)・印鑑をお持ちください。すでに印鑑登録している人は「印鑑登録証」をお持ちください。

※本人確認書類をお持ちでない人や、これから印鑑登録をする人はお問い合わせください。

■自動交付機によるサービスの種類

○住民票の写しの交付

○印鑑登録証明書の交付

▶稼働時間▶

○伊賀市役所…午前7時30分～午後8時
○近鉄名張駅東口…午前7時～午後10時
※停止日…12月31日～1月3日

◆問い合わせ 住民課

☎ 22・9645 FAX 22・9643

7月は 青少年の非行・被害防止全国強調月間です。



子どもたちが楽しみにしている夏休みがもうすぐ始まります。子どもたちにとっては、普段、体験できないことをするよい機会となります。しかし、「学校が休み」という開放感から生活が不規則になりがちで、問題行動が発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育むため、家庭・学校・地域が一体となって青少年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と教育委員会では次の課題に取り組んでいます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進します。

◆研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

■問い合わせ 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

◎伊賀市青少年センター

非行問題や交友問題など青少年の悩みを解決するため、専門的知識のある伊賀市青少年センター主任補導員が電話や面接により、適切な指導・助言を行います。お気軽にご相談ください。

《とき》 月～金曜日 午前9時～午後4時
※祝日は除く。

《ところ》 伊賀市青少年センター
(上野ふれあいプラザ 中3階)

《相談先》 ☎ 24-3251

三重県ひとり親家庭等日常生活支援事業 寡婦・母子・父子家庭の方を支援します

◆ 支援してほしい人

一時的に生活支援・

子育て支援が必要！

↓ どうしたらいいの？

← 家庭生活支援員を

派遣します。

※事前に登録が必要です。

□ 利用できる人は？

寡婦・母子・父子家庭

□ 利用できる日数は？

年間10日間を限度とします。

□ どんなときに利用できるの？

○ 母や父・児童・同居している

祖父母の一時的なげがや病気など

○ 冠婚葬祭・子どもの学校行事

などへの参加・出張・看護など

※家庭や生活の環境が変わり、一

時的に援助が必要となったと

きなど相談に応じます。

□ どんな支援が受けられるの？

① 生活支援：食事の世話・住居の

清掃・身の回りの世話・介護など

② 子育て支援：乳幼児の保育・

児童の遊び相手や生活指導など

□ 登録の方法は？

こども家庭課にある申請書に、

課税証明書を添えて申請してく

ださい。

□ 利用者の費用負担は？

(1時間あたり)

○ 生活保護世帯・市民税非課税世帯

生活支援・子育て支援とも：0円

○ 児童扶養手当支給水準の世帯

生活支援：150円

子育て支援：70円

○ それ以外の世帯

生活支援：300円

子育て支援：150円

◆ 支援する人

寡婦・母子・父子家庭への支

援をしていただける人(家事

や介護、保育などの有償ボラ

ンティア)を募集します。

① 生活支援(家事や介護など)

□ どのような資格があればいいの？

訪問介護員・ホームヘルパー

3級以上の資格を持つ人・看護

師・介護福祉士・生活支援に関

する研修(20時間)を修了して

いる人

□ どのようなことをしたらいいの？

食事の世話・

住居の掃除・身

の回りの世話・

介護・生活必需

品の買い物など

□ 手当の金額は？(1時間あたり)

午前9時～午後6時…

1,000円

午後6時～翌日午前9時…

1,500円

② 子育て支援

□ どのような資格があればいいの？

保育士・幼稚園教諭・小中学

校教諭・看護師・子育てに関す

る研修(27時間)を修了してい

る人、またはそれと同等の資格

を持つている人(ファミリー・

サポート・センターの援助会員

は該当します。)

□ どのようなことをしたらいいの？

乳幼児の保育・児童の生活指

導(遊び相手)など

□ 手当の金額は？(1時間あたり)

900円

※場所(支援員宅・ひとり親家庭

宅など)・子どもの人数・時間帯

などによって規定しています。

詳しくはお問い合わせください。

※支援する場合の申請方法…こ

ども家庭課にある申請書に記

入の上、資格証書を添えて申

請してください。

【申請先・問い合わせ】

こども家庭課 ☎22・9609

FAX 22・9646



国民年金 のはなし



ご存じですか

- 「保険料免除制度」
- 「若年者納付猶予制度」
- 「学生納付特例制度」

■ 保険料免除制度・若年者納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請し承認されることにより国民年金の保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合があります。

平成24年度の免除などの受付は、7月1日から開始され、平成24年7月から平成25年6月までの期間を対象として、審査されます。また、申請は原則として毎年度必要です。申請書は、津年

金事務所または市の保険年金課・各支所住民福祉課窓口にあります。

■ 学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合には、申請し承認されることにより国民年金の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。昨年申請した人も引き続き学生である場合は、早めに申請手続きをしてください。

- 【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151
各支所住民福祉課
津年金事務所
☎ 059-228-9188



上野総合市民病院で 働きませんか？

手で触れて見て考える看護を提供する

上野総合市民病院では 24 年度と 25 年 4 月採用の看護師を募集します。

【対象者】

昭和 28 年 4 月 2 日以降生まれの人

【募集人数】 20 人程度

※認定看護師、専門看護師取得支援制度があります。

※託児所がありますので、お子さんがいる人も安心して勤務していただけます。

【試験日時・会場・試験内容】

上野総合市民病院で面接を行います。選考試験は随時とし、日時は応募された人に後日お知らせします。

【提出書類】

職員採用試験受験申込書

【応募締切日】 8 月 31 日(金)

【採用予定日】

10 月 1 日(月)・平成 25 年 1 月 1 日(火・祝)・4 月 1 日(月)

【申込先・問い合わせ】

〒518-0869

伊賀市上野中町 2976 番地の 1

上野ふれあいプラザ 2 階

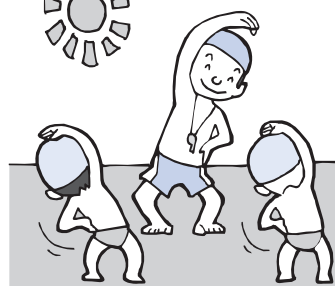
伊賀市総務部人事課

☎ 22-9605

上野総合市民病院庶務課

☎ 24-1111

子どもの水の事故を防ぐために



いよいよ、水に親しむシーズンです。海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになると同時に、水の事故が急増します。そこで、子どもの水の事故を防止するため次のことに注意しましょう。

【屋外での事故を防ぐため】

- 危険な場所を点検し、危険性を教える。
- 子どもだけで、海や川などで水遊びをすることはやめさせる。
- 泥沼や草の生い茂っているところには近寄らせないようにする。
- 丸太や漂流物の上では遊ばせないようにする。
- 幼児に水遊びをさせるときは、保護者は同伴していても油断せず、幼児から目を離さないようにする。

【日常生活での事故を防ぐため】

- 小学校までの子どもの水の事故は、特に、周囲の大人が気を配って予防する以外に方法はありません。そのために以下のことに注意しましょう。
- 浴槽、洗濯機、ビニールプールなどは、危険であることを教える。
- ひとりで浴室・トイレに入れないようにする。
- 子どもから目を離さない。
- 本格的な水のシーズンを迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所での水泳や水遊びなどのしてはいけないことを再確認しましょう。子どもを水の事故から守るためには、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

※万が一水による事故が発生した場合の対処法を学ぶための応急手当講習会について、希望がありましたらご連絡ください。

■問い合わせ

消防本部消防救急課

☎ 24-9116 FAX 24-9111

ルールを守って楽しい花火！

本格的な夏を迎え、花火を楽しむ季節がやってきます。気軽に楽しめる「おもちゃ花火」といっても原料は火薬です。正しく取り扱わないと

火災になったり、やけどをするなどの事故につながりかねません。

そこで、夏の風物詩、花火の安全のために次のことに注意してください。

- ①花火の注意書きをよく読んで必ず守る。
- ②花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの近くで遊ばない。
- ③風の強いときは、花火遊びをしない。
- ④水を入れたバケツなど、消火の準備をする。
- ⑤子どもは必ず大人と一緒に遊ぶ。
- ⑥たくさんの花火に、一度に火をつけない。
- ⑦正しい位置に火をつけ、途中で火が消えても、のぞき込まない。
- ⑧花火をほぐして遊ばない。



花火を楽しむために、場所と天候、そして後始末のことを考えて花火遊びをしてください。

■問い合わせ

消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111